平成２３年（フ）第５７７５号
大阪府高槻市柳川町２丁目20番３号　柳川ハイツ108号、開始決定時の住所大阪府箕面市桜１丁目16番16―303号
破産者　安川　昌倫
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２７号
大阪市平野区長吉六反５丁目９番31号　ロイヤル長吉301号室
破産者　長峯　　勤
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５４号
大阪市北区国分寺２丁目３番43号　ホワイトハウス３番館305号室、前住所滋賀県守山市浮気町321番地の３駅前東団地２―104
破産者　長束　浩司
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６９６号
大阪市淀川区東三国４丁目16番９号
破産者　田原廣一郎
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７０号
大阪府吹田市川園町61番11―102号
破産者　井上　武彦
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７１号
大阪府吹田市川園町61番11―102号
破産者　井上　和子
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３１号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番15号パークサイド北澤402号、前住所大阪市生野区舎利寺１丁目１番21号
破産者　イタコリキッチンＧＡＲＯこと　康　英心
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９０８号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目15番11―303号
破産者　里見　信之
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０号
奈良県橿原市中曽司町226番地の11、前住所奈良県桜井市大字西之宮165番地の１
破産者　和田由紀子
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
奈良県橿原市五条野町100番地の39
破産者　道下　圭子
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
奈良県香芝市下田西３丁目１番４号　弁慶荘
破産者　中国料理白鳳こと　時本　一心
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田1158番地２、開始決定時の住所福岡県小郡市美鈴が丘５丁目17番地９
破産者　下川　　孝
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４３号
秋田県横手市赤坂字上ノ台17番地１
破産者　佐藤勇喜夫
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４４号
茨城県行方市山田3638番地
破産者　齊藤　勝夫
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２５２０号
横浜市神奈川区六角橋６丁目11番11号　ＹＭハイツ101号
破産者　安西　　裕
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９１号
静岡県藤枝市岡部町宮島605番地
破産者　前島　米章
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０号
静岡県下田市柿崎782番地の１
破産者　宮尾　順二
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第５９８号
名古屋市緑区ほら貝１丁目４番地　メゾン螺貝105号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷102番地の１
破産者　松乃家こと　内田　宏昭
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３８号
名古屋市北区浪打町１丁目45番地　ナビシティ浪打町203号
破産者　吉永　克博
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部